

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

## 人事

### 広報戦略や財務戦略の担当者も アウトソーシングできる時代に突入!

いかに優秀な人材を確保するか。これは、古今東西で変わらない経営の悩みだ。とりわけ、財務戦略や広報戦略など経営の中核を担える人材はそう簡単に見つからず、運良く見つかっても、確保し続けるためにはコストがかかる。もちろん、育てるのは容易ではなく時間もかかってしまう。

そんな悩みを解決するサービスが登場した。さまざまなソリューションの開発・提供を行っているリアランス・データ社の「KUROKO BRAIN」だ。これまで、パワーポイント資料のクラウド作成や、資金調達用の事業説明資料作成を行ってきたが、10月に対応領域を拡張。「スポット広報」や「スポットCFO」を業務委託形式で派遣する。「スポット広報」は新商品・サービスのPRから広報戦略の立案・実行まで、「スポットCFO」は事業計画や財務戦略の立案、投資家や金融機関の紹介および面談、M&Aの交渉まで担う。週1回から月1回程度の勤務頻度で、費用は月額25~70万円が目安と、高度な業務内容を考慮すればリーズナブルと言える。

しかし、いきなり外部に課題を丸投げしても、望んだ成果は得られにくく、社内で協議し、必要な調整を行ってから依頼したほうが、外部の専門家が力を発揮しやすくなるのは言うまでもない。

ニーズが細分化し、コンパクトな経営が求められる今、専門業務のアウトソーシングサービスを活用するのもひとつの選択肢ではないだろうか。

## 税務会計

### 相続税申告書への被相続人の個人番号 2016年10月以降提出分は記載不要に

国税庁は、相続税申告書への被相続人のマイナンバー(個人番号)記載の取扱いを見直し、2016年10月1日以降に提出する相続税申告書から、被相続人のマイナンバーの記載を不要にすることを公表した。従来は、2016年1月1日以降に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む)により取得する財産に係る相続税の申告書には、被相続人のマイナンバーの記載が求められていた。

しかし、相続人等の納税者からは「故人から相続開始後にマイナンバーの提供を受けることはできないため、相続税申告書への記載は困難」「相続開始前に相続税の申告のために、あらかじめマイナンバーの提供を受けておくことは親族間であっても抵抗がある」といった趣旨の納税者等の意見もあり、国税庁は、関係省庁との協議・検討を重ねた結果、被相続人のマイナンバー記載等に関する困難性や、生前にマイナンバーの提供を受けることへの抵抗感、安全管理措置等の負担を考慮し、10月以降はマイナンバー記載を不要とする取扱いに変更した。

この変更に伴い、すでに同庁のホームページに掲載されている相続税の申告書は、被相続人の個人番号欄に斜線が引かれ、記載ができない様式に変更されている。また、すでに提出された相続税申告書に被相続人のマイナンバーが記載されている場合には、税務署でマイナンバー部分をマスキングするとしており、納税者が改めて新様式の相続税申告書を再提出する必要はない。

## 今週のキーワード

CFO

最高財務責任者(chief financial officer)。日本では経理部門で計画を立案し、レポートを作成する役職とされてきた。しかし現在では、ビジネスの先行きを予測し、財務状況を適切に分析しながら企業の道筋を示す「CEO(最高経営責任者)の相談相手」としての役割が求められるようになってきた。いわば、経営トップだけではカバーしきれない企業活動の総合的なオペレーションを、数字面からマネジメントする立場。